主

原判決を破毀する。

本件を大阪高等裁判所に差戻す。

理 由

弁護人高畑二郎の上告趣旨第二点は末尾添附別紙記載の通りでありこれに対する 当裁判所の判断は次の如くである。

原判決が論旨摘録の如き証拠を綜合して被告人Aに対する判示第六の事実を認定した事は判文上明である。しかるに原審公判調書を精査しても原判決書摘示の如く原審相被告人B、Cが判示第六事実につき判示日時、判示贓品を被告人Aにやつた事は相違ない旨の供述をしたことの記載は何処にも見当らない。

却て被告人Cは裁判長の「a町D方で盗んだ白生地二反をAにやつた事があるか」との問に対し、明瞭に「私は当時はつきり知りませんでした」との供述をしたことが記載されてゐるのである。してみれば原判決は虚無の証拠によつて事実の認定をした違法があると言わなければならない。この違法は判決に影響を及ぼさないとは限らないから原判決はこの点で破毀を免れない。(昭和二三年(れ)第六八四号同年一二月二七日大法廷判決参照)

よつて上告を理由ありとし旧刑事訴訟法第四四七条第四四八条の二によつて主文の 如く判決する。

以上は当小法廷裁判官全員一致の意見である。

検察官 長谷川瀏関与

昭和二四年五月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 長谷川 太一郎

裁判官 井 上 登

| 裁判官 | 島 | | | 保 | |
|-----|---|---|---|---|--|
| 裁判官 | 河 | 村 | 又 | 介 | |
| 裁判官 | 穂 | 積 | 重 | 遠 | |